



令和 7 年 12 月 8 日

茨城労働局長  
佐藤 悅子 殿

茨城地方最低賃金審議会  
会長 清山 玲

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具  
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 18 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあったはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。